

令和7年 教育委員会

第4回 臨時会 議事日程

令和7年6月2日（月）

第1 議 案

【子ども支援課】

- (1) 議案第31号「議案第26号『千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例』の取り消し」
- (2) 議案第32号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」

第2 報 告

【子ども支援課】

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

議案第 31 号

議案第 26 号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」の取消し

令和 7 年千代田区教育委員会第 9 回定例会（令和 7 年 5 月 27 日開催）で議決を受けた議案第 26 号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」について、その議決を取り消す。

千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例について

1 再議案の理由

令和7年5月27日、第9回定例会において議案第26号(千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例)が可決された。

その後、保育料無償化に係る記載について、部内で再検討したところ疑義が生じたため、今般、再度議案として挙げるものである。

保育料が無料となる範囲は、通常教育(9時～14時)と長時間保育(7時30分～18時30分)に限られる。すなわち、預かり保育、及び延長保育は自己負担となるため、利用者らが誤って認識することを防ぐためである。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条の規定により、使用料等に関する事項については、条例により定めなければならないことから再度、議案として挙げるものである。

2 対象

(1) 千代田区立幼稚園使用条例

3 前回からの変更点

新旧対照表のとおり(第7条(保育料等)に関する内容を詳細に記載)

4 施行期日

令和7年9月1日

議案第32号

千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

千代田区立幼稚園使用条例（昭和62年千代田区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（保育料等）

第7条 通常の教育（幼稚園の教育課程に係る教育をいう。次項において同じ。）及び長時間保育（原則として午前7時30分から午後6時30分までの間に第3条第2号に掲げる者に対し実施する教育及び保育をいう。以下この条において同じ。）の実施に係る保育料は、無料とする。

2 預かり保育（通常の教育を実施する時間以外の時間に実施する教育（長時間保育及び次項に規定する延長保育を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、預かり保育の利用1時間につき100円を限度として千代田区教育委員会規則（以下この条において「教育委員会規則」という。）で定める額を納入しなければならない。

3 延長保育（長時間保育の終了後に引き続き実施する保育をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき1,800円を限度として教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

新旧対照表

○千代田区立幼稚園使用条例

新（改正後）	旧（現行）									
<p>○千代田区立幼稚園使用条例 昭和62年9月21日条例第23号 改正 <u>令和7年 月 日条例 第 号</u></p>	<p>○千代田区立幼稚園使用条例 昭和62年9月21日条例第23号 改正</p>									
<p><u>(保育料等)</u></p>	<p><u>(保育料)</u></p>									
<p><u>第7条 通常の教育（幼稚園の教育課程に係る教育をいう。次項において同じ。）及び長時間保育（原則として午前7時30分から午後6時30分までの間に第3条第2号に掲げる者に対し実施する教育及び保育をいう。以下この条において同じ。）の実施に係る保育料は、無料とする。</u></p>	<p><u>第7条 保育料の額は、別表に定めるとおりとする。</u></p>									
<p><u>2 預かり保育（通常の教育を実施する時間以外の時間に実施する教育（長時間保育及び次項に規定する延長保育を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、預かり保育の利用1時間につき100円を限度として千代田区教育委員会規則（以下この条において「教育委員会規則」という。）で定める額を納入しなければならない。</u></p>	<p><u>2 第3条第2号に該当する幼児については、通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、1月につき、1,800円を限度として千代田区教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。</u></p>									
<p><u>3 延長保育（長時間保育の終了後に引き続き実施する保育をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき1,800円を限度として教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。</u></p>	<p><u>3 委員会は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。</u></p>									
<p>(削除)</p>	<p><u>別表（第7条関係）</u> <u>(1) 麹町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園</u></p> <table border="1" data-bbox="852 1767 1410 2076"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="852 1767 1251 1845"><u>各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分</u></th> <th data-bbox="1251 1767 1410 1845"><u>保育料の額</u></th> </tr> <tr> <th data-bbox="852 1845 932 1924"><u>階層区分</u></th> <th data-bbox="932 1845 1251 1924"><u>階層区分の定義</u></th> <th data-bbox="1251 1845 1410 1924"><u>(月額)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="852 1924 932 2076">A</td> <td data-bbox="932 1924 1251 2076"><u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u></td> <td data-bbox="1251 1924 1410 2076">円 0</td> </tr> </tbody> </table>	<u>各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分</u>		<u>保育料の額</u>	<u>階層区分</u>	<u>階層区分の定義</u>	<u>(月額)</u>	A	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	円 0
<u>各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分</u>		<u>保育料の額</u>								
<u>階層区分</u>	<u>階層区分の定義</u>	<u>(月額)</u>								
A	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	円 0								

<u>B</u>	前年度分の特別区民税 が非課税の世帯	<u>0</u>
<u>C</u>	前年度分の特別区民税 が均等割額のみ の世帯	<u>0</u>
<u>D</u>	<u>1</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>2</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>3</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>4</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>5</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>6</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>7</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>8</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>9</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	<u>0</u>

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する 世帯の階層区分		保育料の額 (月額)
階層 区分	階層区分の定義	
<u>A</u>	生活保護法による被保 護世帯（単給世帯を含 む。）	円 <u>0</u>
<u>B</u>	前年度分の特別区民税 が非課税の世帯	<u>0</u>
<u>C</u>	前年度分の特別区民税 が均等割額のみ の世帯	<u>0</u>
<u>D</u>	<u>1</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>2</u> 前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	<u>0</u>
	<u>3</u> 前年度分の特別区民税	<u>0</u>

	所得割額が68,000円未 満の世帯	
4	前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	0
5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未 満の世帯	0
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	0
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	0
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	0
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	0

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

新旧対照表

○千代田区保育の実施に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区保育の実施に関する条例 昭和62年3月24日条例第7号 / 児童福祉法第24条に基き制定</p> <p>改正</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年月日条例第 号</u></p> <p>千代田区保育の実施に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(保育の実施)</p> <p>第2条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもであって、<u>同法第20条第1項及び第3項の認定を受けたもの</u>に対して行うものとする。</p> <p><u>(保育料等)</u></p> <p>第3条 <u>通常の保育の実施に係る保育料は、無料とする。</u></p> <p>2 <u>延長保育（通常の保育を実施する時間の終了後に引き続き実施する保育をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき11,400円又は1時間につき500円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>○千代田区保育の実施に関する条例 昭和62年3月24日条例第7号 / 児童福祉法第24条に基き制定</p> <p>改正</p> <p>千代田区保育の実施に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用の<u>徴収</u>に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「乳幼児」とは、<u>小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</u></p> <p>(保育の実施)</p> <p>第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に<u>該当する乳幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者</u>に対して行うものとする。</p> <p><u>(費用の徴収)</u></p> <p>第4条 <u>千代田区長（以下「区長」という。）は、保育の実施について、本人又はその扶養義務者から、その費用を徴収する。</u></p> <p><u>(保育料の額)</u></p> <p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、11,400円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>区長は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(保育料の納付)</u></p> <p>第6条 <u>本人又はその扶養義務者は、前条第3項の規定による通知があったときは、保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない</u></p>

(削除)

い。

(督促及び滞納処分)

第7条 区長は、本人又はその扶養義務者が保育料を納期限までに納めないときは、期限を指定して督促するものとする。

2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(保育料の減免)

(削除)

第8条 保育料は、区長が必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

(削除)

別表 (第5条関係)

<u>各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</u>		<u>保育料の額 (月額)</u>	
<u>階層区分</u>	<u>階層区分の定義</u>	<u>3歳未満児 (第1子に限る。)</u>	<u>3歳未満児 (第1子を除く。) 及び3歳以上児</u>
<u>A</u>	<u>生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)</u>	<u>円</u> <u>0</u>	<u>円</u> <u>0</u>
<u>B</u>	<u>前年度分の特別区民税が非課税の世帯</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>C</u>	<u>前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯</u>	<u>1,900</u>	<u>0</u>
<u>D</u>	<u>1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯</u>	<u>6,700</u>	<u>0</u>
	<u>2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯</u>	<u>8,300</u>	<u>0</u>
	<u>3 前年度分の特別区民税所得</u>	<u>9,400</u>	<u>0</u>

	割額が68,000 円未満の世帯		
4	前年度分の特 別区民税所得 割額が90,600 円未満の世帯	15,400	0
5	前年度分の特 別区民税所得 割額が113,000 円未満の世帯	19,100	0
6	前年度分の特 別区民税所得 割額が135,600 円未満の世帯	21,500	0
7	前年度分の特 別区民税所得 割額が158,000 円未満の世帯	23,600	0
8	前年度分の特 別区民税所得 割額が180,600 円未満の世帯	25,500	0
9	前年度分の特 別区民税所得 割額が203,100 円未満の世帯	27,500	0
10	前年度分の特 別区民税所得 割額が225,600 円未満の世帯	29,200	0
11	前年度分の特 別区民税所得 割額が245,800 円未満の世帯	31,000	0
12	前年度分の特 別区民税所得 割額が257,100 円未満の世帯	32,500	0
13	前年度分の特 別区民税所得 割額が268,300 円未満の世帯	34,200	0
14	前年度分の特 別区民税所得 割額が279,600 円未満の世帯	35,700	0
15	前年度分の特 別区民税所得 割額が290,800 円未満の世帯	37,200	0
16	前年度分の特	38,500	0

	別区民税所得割額が302,100円未満の世帯		
17	前年度分の特別区民税所得割額が313,300円未満の世帯	40,000	0
18	前年度分の特別区民税所得割額が369,600円未満の世帯	43,400	0
19	前年度分の特別区民税所得割額が425,800円未満の世帯	48,900	0
20	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円未満の世帯	53,700	0
21	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	0

備考

- 1 この表に定める3歳未満児の保育料の額は、年度の初日において3歳未満児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める3歳以上児の保育料の額は、年度の初日において3歳以上児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。
- 4 この表において「第1子」とは、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。)のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人)をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千代田区保育の実施に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育の実施に係る保育料について適用し、施行日前の保育の実施に係る費用の徴収並びに保育料の額、納付、督促及び滞納処分並びに減免については、なお従前の例による。

新旧対照表

○千代田区立こども園条例

新（改正後）	旧（現行）				
<p>○千代田区立こども園条例 平成13年12月10日条例第35号 改正 令和7年 月 日条例 第 号</p>	<p>○千代田区立こども園条例 平成13年12月10日条例第35号 改正</p>				
<p>（保育料等）</p>	<p>（保育料）</p>				
<p>第8条 通常の育成（短時間保育（幼稚園の教育課程に係る教育をいう。次項において同じ。）及び長時間保育（原則として午前7時30分から午後6時30分までの間に第4条第2号に掲げる者に対し実施する育成をいう。以下この条において同じ。）をいう。）の実施に係る保育料は、<u>無料とする。</u></p>	<p>第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。</p>				
<p>2 預かり保育（短時間保育を実施する時間以外の時間に実施する育成（長時間保育及び次項に規定する延長保育を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、<u>預かり保育の利用1時間につき100円を限度として千代田区規則（以下この条において「規則」という。）で定める額を納入しなければならない。</u></p>	<p>2 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、<u>1月につき、5,700円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u></p>				
<p>3 延長保育（長時間保育の終了後に引き続き実施する育成をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、<u>延長保育の利用1月につき5,700円又は1時間につき500円を限度として規則で定める額を納入しなければならない。</u></p>	<p>3 区長は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。</p>				
<p>（削除）</p>	<p>（保育料の減免） 第9条 保育料は、区長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>				
<p>（削除）</p>	<p>（保育料の還付） 第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>				
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>				
<p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>				
<p>（削除）</p>	<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="852 2000 1410 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 2000 1235 2072">各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</th> <th data-bbox="1235 2000 1410 2072">保育料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分	保育料の額（月額）		
各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分	保育料の額（月額）				

階層区分	階層区分の定義	乳児 (第 1子 に限 る。)	乳児 (第 1子 を除 く。) 及 び幼 児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	1,900	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	0
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	0
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	0
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	0
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	0
	7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	0
	8 前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	0
	9 前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯	27,500	0
	10 前年度分の特別区民税所得割額が	29,200	0

	225,600円未満の世帯		
11	前年度分の特別区民 税所得割額が 245,800円未満の世帯	31,00 0	0
12	前年度分の特別区民 税所得割額が 257,100円未満の世帯	32,50 0	0
13	前年度分の特別区民 税所得割額が 268,300円未満の世帯	34,20 0	0
14	前年度分の特別区民 税所得割額が 279,600円未満の世帯	35,70 0	0
15	前年度分の特別区民 税所得割額が 290,800円未満の世帯	37,20 0	0
16	前年度分の特別区民 税所得割額が 302,100円未満の世帯	38,50 0	0
17	前年度分の特別区民 税所得割額が 313,300円未満の世帯	40,00 0	0
18	前年度分の特別区民 税所得割額が 369,600円未満の世帯	43,40 0	0
19	前年度分の特別区民 税所得割額が 425,800円未満の世帯	48,90 0	0
20	前年度分の特別区民 税所得割額が 482,000円未満の世帯	53,70 0	0
21	前年度分の特別区民 税所得割額が 482,000円以上の世帯	57,50 0	0

備考

- 1 この表に定める乳児の保育料の額は、年度の初日において乳児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める幼児の保育料の額は、年

	<p><u>度の初日において幼児である者について、これを適用する。</u></p> <p><u>3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。</u></p> <p><u>4 この表において「第1子」とは、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。)のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人)をいう。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の千代田区立こども園条例第8条の規定は、施行日以後の育成の実施に係る保育料について適用し、施行日前の育成の実施に係る保育料の額、納入、減免及び還付については、なお従前の例による。